平成２８年（フ）第７４１号
広島市安佐南区西原１丁目４番７―605号
債務者　下垣内紀子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５１号
広島市南区宇品御幸２丁目12番10号
債務者　正月谷雅子
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第７５２号
広島市南区宇品御幸２丁目12番10号
債務者　正月谷早苗
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第８０１号
広島市安芸区中野６丁目３番２―110号
債務者　大谷　柚菜
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４１号
広島県安芸高田市吉田町常友1239番地１　ビバリーヒルズ吉田102号
債務者　毛利　　遼
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
広島地方裁判所三次支部

平成２８年（フ）第１７９８号
福岡市博多区対馬小路11番11号
債務者　光田　晋也
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８３２号
福岡市中央区春吉２丁目２番５―306号
債務者　増永ルミ子
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８３６号
福岡市中央区草香江１丁目７番20―205号
債務者　須山恵津子
1　決定年月日時　平成28年12月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８３７号
福岡県大野城市雑餉隈町３丁目２番17号
債務者　遠矢　由美（旧姓瓦林）
1　決定年月日時　平成28年12月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８４０号
福岡市東区香椎照葉１丁目３番５―605号
債務者　近藤　志乃
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８４４号
福岡県糟屋郡粕屋町大字大隈762番地１
債務者　堀江　エミ
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８５０号
福岡市西区大字吉武310番地10
債務者　坂本てるよ
1　決定年月日時　平成28年12月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１８９６号
福岡市早良区干隈４丁目15番３―101号
債務者　中野　愼一
1　決定年月日時　平成28年12月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１９１７号
福岡県糸島市有田578番地１
債務者　持田新一郎
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４２２号
鹿児島県鹿児島市西伊敷２丁目11番10号
債務者　石塚　利広
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第４２３号
鹿児島県鹿児島市西伊敷２丁目11番10号
債務者　石塚　美保
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月20日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２８年（フ）第１８６７号
名古屋市港区知多１丁目610番地　ヴァンベールハヤカワＢ棟102号
債務者　加藤　龍信
1　決定年月日時　平成28年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８９５号
愛知県春日井市下条町１丁目６番地１　サンライフ藤Ⅱ201号、従前の住所愛知県春日井市上条町３丁目163番地　プリミエル上三Ⅱ213号
債務者　山中　和嘉
1　決定年月日時　平成28年12月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部